

第1 法令違反について

1. ~~日本では大麻取締法により大麻についての表現行為が禁~~
法(以下、同条)21条1項により禁止されていることについて
確かに、大麻は日本において大麻取締法の対象となり得るものである。~~また~~表現の自由(21条1項)は、自己表現・自己統治の価値を有するもので民主主義の根幹となるものである。そこで、禁制品に関することであろうと、それについて表現することはいずれも原則として自由にかんがわれる。

そして、~~ある種の表現が薬物や思想の自由市場の中で淘汰される~~
ため、大麻についての表現行為は21条1項により禁止されている。

2. ~~麻草葉所持罪法(以下、再犯法)9条が禁止表現の自由と利益に~~
~~していることについて~~
法9条は、禁煙法制定時を施行すること又は規則禁煙を濫用することを公然とあり、又は唆した者を処罰するものである。

そして、大麻に入りの表現行為が、~~再犯法9条の構成要件に該当すると認定される場合、その表現行為をした者は処罰されるので、制約がある~~
ため、法9条は~~禁煙法~~大麻についての表現行為を制約している。

3. この制約に対する正当性の根拠としては、9条が21条1項に反していることについて

(1) 本件制約は、大麻取締法の禁煙法制定時のみならず、唆し行為についても制約しているものであり、表現内容に着目して規制である。特に、~~再犯法禁煙法使用所持者処罰すること目的としているので~~
~~防制的防衛的制約であるとも思える。しかし、法9条制定時の国会審議では表現の自由に対する脅威という指摘があったにもかかわらず、大麻についての表現行為について規制がなされるよう立法がなされていることから、直接的な防衛的制約であるともいえる。~~
加えて、~~刑罰を課することは、表現行為の禁煙法効果を生じ、濫用を抑止する効果がある~~

大筋について議論する
こと、おおいに草製品
の販路4等の政策未
定であること民主主義
の議論と結びつくと
して示されている。
論からいけば、さらに
よれたはず。

内容規制をみるこ
に長がけていてよいです。
大麻取締法の目的
ではないですか？

1 / ページ
裏面へ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

又、立場がうすい。
事前印刷の甘機密と
主張してもよいと思ひます。
機密よいぞ。

具体的に何を考えているのかを、書いたものがわかりやすいです。

具休的ではあるが、

明確性の理論について
は、答案の最初の方に
書いた方がいいです。

一、機器を父屋で。

また、金品限定
／ 肝臓等細胞の10

高等司法研究科 法律文書鍊成講座 解答用紙

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
寛政			

評価(ABCD)

第2道用達意1711

1. 无近の~~あり~~とあり, 漢字系~~なり~~は大麻についての表現の~~あり~~と~~あり~~に
いる。

2. 本件において、 χ が法9条に適用されたことが、~~事件11号事件12号~~
 違憲判断についての表現明約的判例になっていることについて

車機においてXに依り条が通用されているのは、Xが車中HPより、大府の換載倍率について車機掲示板に書き込みにしているからである。

この水の量に於ては、大府の1.1倍の量に増加した。この水は、大府の1.1倍の量に増加した。

そこで、 X_1 に対する添字の並用は、大層についての表現が、 μ についての添字の利便的に行われる。

3. ~~金利率~~ x_i に対する返済率の適用という制約には、正当化根拠がない
 ため、対等項に反していることについて

(12) 平手平助は、先進的な人物、判例は、大塚に入りの表現が何と
いう表現内容に着目して判例である。特に、これらの表現はこれに近

有利行為であるので、直接的意図の利行為でもある。

むにやれぬ^{もの}であり、その目的~~は~~近政のための手段が必要最小限である場合にもその制約は正々化されざるを得ない

以才 利率折扣为利时即日，规划要切以日子不正的何，~~得~~得果
再因略却，除此而外。

新千において、 λ は、大蔵省に於て肯定的な意見を持つ者のイカリ、
大蔵省についての是非と大蔵省員に対する意見である。すなわち、藩閥国の大蔵

の命法には、陰に奇せており、大府の使用だけでなく、大府の社会
のり取りにも、真陰に因に奇の者ありと云ふ。此の秘訣の

たものの、下層に~~暗~~明する様子は、情懷と自分の個性の表現、
世間の河を流るの姿を写す。どうなる？

高等数学教研室

直接的意図的制約
という表現方法は、
開いたニヒル¹ない
です。仮定²ニヒル³
は、⁴ニヒル⁵。

事象が十分に拾えて
いてよいです。

3 ページ
裏面へ

高等司法研究科

~~オーストリア~~ 府に、是等の火は、大府の~~事務~~ 存に支障あるものな
るを以て、是等の火の火の上を以て、國に於て、事件判別は、英國の時照
し、又不可決の時（1875年）。

又の意図と規制目的との関係がわかりやすいです。

(3) 对, 正态化假设是好的, 11年使用反例。

5 09年10月10日 09年10月10日 (2/2)

金体的によくできていたと思います。

個々の論点の分量も丁度いいと思います。

明確性の理論は、完全運算列矢に論じられるが一般的
です。

この調子が ばんばって下エい!

过本

15



20

25

30

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科

4 ページ

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

B

第1. 法9条

(1) 憲法第21条(以下「21条」という)は、表現の自由を保障するものである。21条1項に反すると主張する。

(2) 「表現の自由」とは、外部からの干渉を受けることなく、表現行為としての性質を有しているため、表現の自由を定めた21条1項により、表現行為の自由が保障されている。

(3) したがって、法9条は、表現行為を禁止しているものではない。

(4) したがって、法9条は、表現行為を禁止するものではない。表現行為の自由が保障されている。

このため、一般に、表現行為の自由が保障されているとされている。

本件において、単に「表現の自由」と書かれているだけでは、具体的な表現行為の自由が保障されているとは、必ずしもいえない。

したがって、法9条は、表現行為の自由を保障しているものではない。

(5) したがって、21条1項に反する。

2. (1) 仮に表現の自由を有しているとしても、法9条は、21条1項に反するものではない。

(2) したがって、表現行為の自由が保障されている。

(3) したがって、表現行為の自由が保障されている。

(4) したがって、表現行為の自由が保障されている。

(5) したがって、表現行為の自由が保障されている。

したがって、法9条は、表現行為の自由を保障しているものではない。

表現の自由は、表現行為の自由を保障しているものではない。

表現の自由は、表現行為の自由を保障しているものではない。

表現の自由は、表現行為の自由を保障しているものではない。

表現の自由は、表現行為の自由を保障しているものではない。

表現の自由は、表現行為の自由を保障しているものではない。

表現の自由は、表現行為の自由を保障しているものではない。

表現の自由は、表現行為の自由を保障しているものではない。

表現の自由は、表現行為の自由を保障しているものではない。

表現の自由は、表現行為の自由を保障しているものではない。

したがって、法9条は、表現行為の自由を保障しているものではない。

したがって、法9条は、表現行為の自由を保障しているものではない。

したがって、法9条は、表現行為の自由を保障しているものではない。

したがって、法9条は、表現行為の自由を保障しているものではない。

したがって、法9条は、表現行為の自由を保障しているものではない。

したがって、法9条は、表現行為の自由を保障しているものではない。

したがって、法9条は、表現行為の自由を保障しているものではない。

したがって、法9条は、表現行為の自由を保障しているものではない。

したがって、法9条は、表現行為の自由を保障しているものではない。

したがって、法9条は、表現行為の自由を保障しているものではない。

したがって、法9条は、表現行為の自由を保障しているものではない。

したがって、法9条は、表現行為の自由を保障しているものではない。

したがって、法9条は、表現行為の自由を保障しているものではない。

したがって、法9条は、表現行為の自由を保障しているものではない。

表現の自由

表現の自由

表現の自由

表現の自由

表現の自由

表現の自由

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名	区分	学籍番号(在学时)	氏名
民法			
仮訳士せし事という自己統治の価値を有している。 また、一般私人たるXに對て、インターネット上のHPは、<u>其の意見を社会に伝達するための手段として、重要な価値を有する</u>。HPの閲覧 者にとりて、<u>1. 意見を知り、又は、他者と意見を交換できる</u> <u>2. 掲示板の存在、ある事件HPへの情報、情報交換</u> <u>すること、人格を形成、発展させること、重要である。</u> (4) <u>2. 又は、この法は重要な価値を制限する法9条を適用するに、Xの</u> <u>必要不可欠な目的のために、必要最小限度な手段と認められる</u> ない。 1. 先述のように、目的においては、必要不可欠という。とも思える。 しかし、<u>事件HPのURLが選挙権者の履歴に残っていた</u> <u>として、事件HPに、大抵の選挙権者から知られたこと</u> <u>といえる。また、事件HPのURLにも、そのほかの情報を再入れる</u> <u>手段は数般存在するからである。</u> <u>よって、そのほかの、閲覧履歴に</u> <u>URLが残っていることなど、Xを選択し、取ることは、事件HP</u> <u>Xを他の者にしたとも考えられる。</u> (5) <u>したがって、不当な目的の實現に必要として、目的が必要不可欠</u> <u>ではない。</u> 2. <u>また、目的が必要不可欠であるとしても、ただ単に事件</u> <u>HPを閲覧することでのXの 知ったことの明白ではない。</u> <u>大抵取締法において、すでに重罰則が科せられており、罪罰500</u> <u>円としては十分であるから、その前段階の行為を規制することは</u> <u>必要最小限度と認められない。</u> (6) <u>よって、法9条をXに適用すること、2条1項に反する。</u>			

3 ページ
裏面へ

答申作成済みでございます。

法文の不明確性、法令違憲、適用違憲の全てについて検討が加えられており、良好な状態です。

法令違憲の手段審査の部分で、事案をとりあげ、審けば管
5 事が必要とあり。目的と手段との関連性（本件に規則が目的達成に役立つか）。手段の必要性をきり度考えてみて下さい。

適用違憲のみでは、本件HPとよく書かれています。

HPのどの部分の明示してあったか読み手には分かり
やうである。Xの裁量方法に関する表現について、どう考えている
10 の部分からなげにどう。

だとばって下さい！ 応援しています！

辻本

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

目名
法

8

学籍番号(在学時)

氏 名

評價(ABCD)

B

第1: 府県特例法9条の法令違憲について

1. 麻薬物例法第9条(以下9条、という。)は、Xが有罪判決を受けたHPを通じて、大麻に関する情報にアクセスする自由を侵害し、違憲であるとの主張が考えられる。

(1) さまざまな憲法上の自由の保障を受けながら、この問題が起る
水、火、地震、大麻、というもののために、情報があるとしても、
Xはインターネットを通じて不特定多数の者に情報を提供
発信する行為は、情報・外部に伝達する性質上、有罪である。
憲法21条第1項の保障は、とると解釈。

(2) 例1、第12頁，上記自由A制約は50...に3人

第771) 9条に超役別 五十万円以下、罰金という刑罰が規定
されておらず、事実上上記自由の下 HP での大抵の情報発信が可能
なため、よく制約されてはいる。

(2) 第二次、上記自由と無制約の間に、公共の利益(憲法10条後段・第13条後段)により制約を受けるが、その場合、9条小文間の一般人的な平等権の要求は及ぼさず、710条3項、717条、9条1項明確性原則に反するものがある問題となる。

イニ点にて、中腰肢不明瞭又ハ弱波広義凡特
ニ有於此ノ下海人、~~建~~明~~利~~ 常輪周知米エ又ノ下

悉といえる。具体的には、明確な客観的標準の判断能力を有する一般人の理解に依り、具体的場合に、当該行為が、その適用を受ける人々から判断する能力を有する基礎的な設定された人々からみて被疑者である。

⑦ 2点事件について検討表

杆: ~~棒~~ 立起相當の1人、全然、不安定、現1
 知帳人^と知る^{こと} ~~知~~ ^て する杖^を 意味、相似、唆し、上、要物
 死期に^て 実行 格二、格三 規則要物 使用格二 状況 並二 サ

表現の自由と17條
陳い理由と17は
弱いと思ひます。
表現の自由の重要性
を論証して下さい。

根拠がみげらうていて
よいです。

規程に正當で
よです。

1 ページ
裏面へ

10、秋以，使公至下以決意。則長也。^所~~之~~制敵之巧何為？指和
談也。予曰：「否。」秋明曰：「國是時合士人，故，破入仁三秋明之愛外
世明雄二也思之」

LA. 国金の為に説明がなされるが、法律上の説明は個人
に及ぶ。セカンド判断は、交易に及ぶが、それ以外は、当該
の説明と記載が一致するものではない。また、上記の様に
説明の意を解明、説明はなされた。一般に、何一不れを通じて、大
の情報を得ることは、交換の為に「最初、後」に常態で記
す判断が行われる。

10 上で、明解程の原則に戻し、9年時選考である事院A-可能の
 例に ⁽⁴⁾ 上から明解程の原則に戻していかないとダメ、中核の原則
 正當と認める、その判断基準が問題となる。

了 现在, 事件在保障工人的自由, 这是自由主义, 人人应该知道。
了 工人应该享有自由, 向上进了一步, 自己决定, 但工人应该知道。

15. 1.1 政府は各個人、民事主体に對する同一政策の徹底に努
力するものである。又、Xへ発行した情報にXへ大變換し関心
を有するものであり、書籍を内外関係で収集してゐるもの
な情報はXへていなければ、^事は書物にあらうもの
であり、その情報、発行、交換も同様Xへていり、
結果に當る上、有益のも
である。

20

① 手続、本件は、裁判官の裁量に、格差刑という非違行為に依りてある。
七五二年、Xの会同。
~~七五二年~~
② 判決内容、受刑した大塚という内容の覆目、反動であり、
③ 判決の内容、裁判官は、
七五二年、判決を以てしてあり、例外的に、審判官の自由裁量。

25 入信の目的、場合など、規則を訂したものがあつて考へてゐてゐる。
本件では、思想の自由市場が機能して（左方、場合で）乃て規則
がその¹⁰当然に導き出される。

また、国として、本邦は X_n 発給大率に国別情報という
有する情報 Y_n 上、 T 以上 $T+1$ まで X_n 発生する確率に国別情報
を X_n 発給情報に国別情報は間接的付随的規則がある

元々も立派な当番の具脚
 を裁断所にて持参するが
 分れろはいのどは ない
 だろか？

法全議案を主張している
中で、X国固有の事情を
拾い上げていき。

内容規制でみることに
戻っています。

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
憲法			

本生だのい？

結局、大森に聞ける情
報が足りていない
にない、ちゃんか?

3 ページ
裏面へ

大麻の栽培方法は関する
書を読み、写真は、どのように
に考へるが書かれていません。

4 ページ

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)
B

まず、「第9条は表現の自由を侵害し違憲である」(法合違憲)というXの主張の骨子を示せるとよいです。

第一、憲法21条1項は言論の自由を保障している。言論の自由とは 思想内容を言語化して発信することのみならず、情報化した現代社会 における情報の有用性から情報発信をも含む自由である。 本件でXが、本件HPにて発信したXの大麻についての見解と、 5 本件掲示板にて発信した大麻の栽培等の情報は、インターネット 上での言語化された思想内容と情報の発信であるから、言論の自由 として保障される。(以下法とすると) →保護範囲の検討OKです。 第二、麻薬特例法9条は薬物犯罪を奥行功薬物を濫用する ことを公然とあり、又は唆した者を罰している。公然と、唆す 10 というのは主に言論を対象に及ぼされる行為であって、上記の Xの行為が第9条に該当すると建建補・起訴・判決まで なされているから、上記自由は制約を受けている。 →制約については、まず法9条が一般的に 表現を制約している、本件でもXの表現行為が 15 第三、まず、麻薬特例法9条の法文それ自体について、公然と 、「公然と、唆した」という文言が漢文不明確・過度に広範であ るとして、21条1項に反して違憲であると主張する。 (1) 21条1項で保障される自由が制約を受けた場合、 憲法 の 自由市場が正第に今後そのような表現が類似する本来 であれば規制されるべきでない表現を押し込めることになって しまうため、文意は慎重に規定されなければならない。したが 20 て、一般人において理解できず対象とされる行為がとりよな ものの明瞭であると言えなければ違憲となる。 (2) 第9条の立法担当者のいう不特定または多数の人が知ることができ る状態というのは「公然」の一般的用語と一致しているから、 明瞭であるといえる。しかし、「公然と、唆した」という文意につい 25 て、大麻という文を見ただけで大麻使用を決定したとい うような者も規定でき、人の感性はそれぞれであるからどの程度 の発言が該当するかが限定されていない。よって、過度に広範

であるとして違憲である。 第四、次に第9条が対象とする「公然とあり、唆し」という行 為を規制することは21条1項に反し違憲であると主張する。 5 (1) 権利の性質について、 第9条 の規制する言論は大麻に関 する言論であって、日本では禁止されたものであるから重要ではない との裁判が認定される。しかし、大麻は医療にも使用され、一 定の効能があることから、その有用性についての議論・情 報発信は他の言論に比べると異なることなく重要なものと いえる。 →本件で制約されている権利についてしっかり検討できています。 あとは、表現の自由一般の価値(自己実現・情報の価値)についても触れられるとよかったです。 10 (2) 規制の態様について、第9条は罰則を課料にあり、強度な ものといえる。また、公然と、唆すものを対象としていることが、 表現内容に着目した規制であるとして表現内容規制は 特定の表現を規制し、表現の自由市場を阻害するものであ るから、強い規制である。 15 (3) 以上から、厳格な基準によって、その合憲性を判断すべきで ある。つまり、規制の目的がやむにやまれぬものであって手段 が必要最小限に留まるものでなければ違憲である。 (4) 本件9条の目的は、規制薬物に係る不正行為を除去し、 それを助長する行為を防止することにある。日本において大麻は 20 現時点で規制薬物であるから、その除去、財産の防止 という目的は重要やむにやまれぬものといえる。 その手段として、公然とあり唆した者を刑事罰に科すとい うものをとっている。ここでは、刑法の教唆・補助に該当しない 程度の者を指すと考えられるが、その程度の公然と、唆し 25 て処罰されるのは最小、目的達成にとって必要最小限とは いえない。また、法文が対象とするものの、憲法を保持に 不正確な知識による使用の唆し等は、正しい知識の 布教を持って防止することまで含み点でも最小限とは見え ない。 →単に一定の薬物の無害性を主張し、その規制廃止を求めるにとどまる場合までもを規制してしまうという点で 手段の相当性を欠くということも検討できるとよかったです。 30 (5) したがって、第9条は違憲である。

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

5

第五、仮に、法文が無害性を主張したり、規制廃止を求める
有や軽微なあり、喚起を対象としてい等と、明確に
対象とわかり、対象としている部分と対象としていな
い部分を分離できるとした場合、合憲限定解釈によ
り、法令違憲にはならない。

そうだとすると、法9条をXに適用することは違憲であると主張する。
適用違憲についての主張をしっかりと示しています。

10

(1) 上記のように、合憲な部分を切り出せるとすれば、法
9条の対象は、無害性の主張・規制廃止を求めるなど、
現行法に違反しての使用をあり、喚起するのではなく、
悪意を持って違法行為を助長するものとなるはずで
ある。→ここから、具体的にどのように解釈するのか、文言を示せるとよりよかったです。

15

(2) 本件Xの行為は、HPで大麻の無害性を主張し、
大麻の有用性を説いているだけであり、これは対象から
除外される。また、サイトでは栽培方法、抽出したものが
書き込まれていたものの、日本とX外の適法な国に
おきかいてXは使用しており、その時のものをあれ
ば問題ない。そして、これを見るは、大麻に関する情
報として発信されたものであって、使用を喚起するものとは
いえない。
憲法9条の本案での

20

したがって、法9条をXに適用した本件は、適用違憲
である。
2条1項違反。

25

まず、形式面について、さんの構成だと、

第1 法令違憲

1 過度に広範ゆえ無効（文面審査）

2 内容審査

(1) 保護範囲

(2) 制約

(3) 審査基準

(4) あてはめ

第2 適用違憲

5

という構成でナンバリングすると主張の相互関係がわかってより読みやすくなると思います。

内容面については、権利の性質や規制態様等を考慮して審査基準を導くという憲法の型をしっかりと理解されていてよくできています。規制手段については、規制対象や規制手段として目的達成のために本当に役立つのかというところまで検討できるとより説得力が増したのではないかと思います。

適用違憲の主張については、合憲限定解釈についてしっかりと理解されていることがうかがえました。

10

飛田

15

20

25

30

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
憲法			

c

1. 麻薬特例法9条(以下、法)に基づき「公然」と「あり、又は唆す」者を罰する事口憲法21条1項に違反する。

5

10

15

→保護範囲、制約のそれぞれのところで、本件でもXの権利が21条により保障されていて、それが制約を受けているということを書けるとよかったです。
なので、ここでは「制約」という表現の方が適切だと思います。

20

25

高等司法研究科

5

10

15

20

25

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

2 ページ

科 目 名	区 分	学籍番号(在学时)	氏 名
憲法			



1. 上記法は違反と非違反別法9条は憲法21条1項に違反する
違反別法律に基づいて処罰する~~ことは~~は出来ず、~~その~~違反
別法の立法と~~なり~~。仮に違9条が合憲であるとしてみても以下の
理由により法9条と適用別法の違法である。

以上理由不足以证明通用会计准则的适用性。

调用

るように思いま

していて、
よいです。

3 ページ
裏面へ

30 _____

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)
D

第1. 法令違反
1. 麻薬特例法9条は憲法21条1項(以下、法条のみ記載)に反し、違憲である。 反下
(1) 表現の自由を保障することは個人の人格を形成する上で重要な意味を持つ ^{思想} 自由市場において、多くの考えに与えられる機会を作ることで、より良い思想が育まれていくことから、現代社会において表現の自由を保障することには重大な意義がある。 法令違反の主張では、保護範囲→制約→審査基準の定立という流れで論述していくことになります。 ですので、いきなり権利の重要性について書くのではなく、まず本件の犯罪扇動表現が21条1項によって保障されるか検討し、その上で(1)は表現の自由を制約しているということを言い、いくたさい。
(2) 麻薬特例法9条は、 「薬物犯罪などの実行又は規制薬物の濫用を公然と、あおり、又は唆した者に対する罰則を定めること」 しているが、この規定では 「薬物」に関し自己の考えをどの程度であれば薬物に関する自己の意見を不特定、または多数の人が知る事ができる状態にしても良いのかを分らない。 そうすると人々は薬物に関することは何ら公に對し自己の考えを主張することができなくなり、表現の萎縮効果が生じる。表現の自由を保障することには上述した通り重大な意義があることから、 「公然と、あおり、又は唆した者」 に表現を規制することになるような法令を定めることは許されない。 審査基準は、本件で制約される具体的権利の性質や重要性、規制の態様、程度などから導かれるので、これらの要素を具体的に検討できるとよかったです。
(3) したがって、麻薬特例法9条が21条1項に反するか否かは厳格な要件のもと判断すべきであり、①法令の目的が必要不可欠であり、②手段が必要最小限度の場合にのみ合憲と解する。
(4) ア. 本件において、麻薬特例法の目的は規制薬物に係る不正行為が行われる主要な要因を国際的な協力の下に除去することの重要性にかんがみ、規制薬物に係る不正行為を助長する行為の防止を図ること、国際約束の適確な実施を確保すること(麻薬特例法1条)にある。この目的は薬物犯罪が証拠が残りにくく、一斉に拡散してしまやすいという悪質性を →薬物の身体や社会への悪影響も考慮できるとよかったです。

かんがみると、必要不可欠な目的とはいえずである。 ^{(3)こと}
イ. 麻薬特例法9条が定めるように「 薬物犯罪などの実行又は規制薬物濫用を公然と、あおり、又は唆した者 」という表記の仕方では、人々は自己の薬物に対する見解を一切表明することができなくなってしまう。このように公然にわたる規制をせずとも、 目的を達成する手段はあらず 、薬物犯罪及び規制薬物とは何かを明確にし、あおり、唆しとは薬物犯罪を実行することに限定しても目的を達成することはできる。麻薬特例法9条は、単に一定の薬物の無害性を主張するだけでなく、規制薬物を使用することの決意を生じさせれば罰則の対象となり、表現の自由が 「公然と、あおり、又は唆した者」 にわたる規制されることとなり、目的を達成するための手段として必要最小限とはいえず。
2. 以上より、麻薬特例法9条は21条1項に反し違憲である。
第2. 適用違反
1. Xに對し麻薬特例法9条を適用することは21条1項に反し違憲である。 適用違反の主張では、合憲限定解釈をして、それにXは該当しないということを主張していく必要があります。
(1) 麻薬特例法9条は薬物犯罪の実行又は濫用を公然と、あおり、又は唆した者を対象としている。 規範のところはこれだけでは不十分です。
(2) 本件において、Xは大麻の株やに取引つかれ、大麻関連の書籍を内外問わず収集し、熟読した上で、大麻の株やにに関する情報を発信するを思い立ち、HPを立ち上げた。Xの目的は大麻の情報交換をすることであり、サイトの情報に責任を負わないことも明記している。 →これらの事実がどのような意味を有するのか、評価が必要です。
イ. Xが今回麻薬特例法9条を適用されたのは本件とは別に大麻の違法栽培、売買事案を捜査していた際、関係者のPC閲覧履歴にXのHPのURLが残っていたからである。しかし、XのHPに書き込まれた大麻の栽培をもとにして、捜査していた違法栽培事案が発生したのかは明らかでなく、たまたま閲覧履歴にXのHPのURLが残っており、掲示板に大麻の栽培について書き込みがあったから逮捕されたものといえる。

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
憲法			

評価(ABCD)

ウ.したがって、XのHPにより大麻の栽培・売買を実行することを決意した^{→本件ではこの点を争うのは厳しいのではないかと思います。}ということにはできず、「あり、喚し」が認められない以上、麻薬特例法9条を適用することはできない。

2. おて、~~麻薬特例法9条が適用されない~~ Xに対し麻薬特例法9条を適用することは不当に表現の自由を~~侵害~~規制することとなり、21条1項に反する。

適用違憲の主張では、立法担当者の説明を前提として、XのHPや掲示板における表現行為が法9条に該当しないということをいう必要があります。

以上

総評

まず法令違憲の主張では、保護範囲→制約→審査基準の定立という憲法の型を意識してください。

そして、審査基準の定立のところでは、本件で制約されている権利の性質、重要性、規制態様や程度等を考慮して、審査基準を導けるとよいです。あてはめでは本件の問題をしっかりとらえられていてよかったです。

次に、適用違憲の主張では、権利の性質や重要性から合憲限定解釈の必要性を導き、規制目的に沿った合憲限定解釈ができるよかったです。これを規範としてしっかり示してください。そして、あてはめのところでは、示した規範に沿って、問題文の事実を指摘した上で、評価できるとよかったです。本件では、Xの表現は政治的表現であり、「単に大麻の無害性を主張し、その規制廃止を求める場合」に当たるとして、法9条には該当しないということを主張できるとよかったですのではないかと思います。

飛田

5

10

15

20

25

30

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。